

平成30年度 宮之城中学校 経営方針

1 学校経営の基底

- (1) 日本国憲法・教育関係法規や県・地区・町の教育振興基本計画や重点施策、人権尊重の理念等を踏まえた教育活動を推進する。
- (2) 生徒の実態や保護者・地域の願いを踏まえ、郷土の教育的風土や伝統文化を生かして、徳・体・知の調和のとれた全人教育を推進する。

2 学校経営の方針

- (1) 学校教育目標を具現化するために、教育課程を適切に編成・実施し、各教科・領域をはじめとする全教育活動の充実に努める。
- (2) 生徒一人一人の力を伸ばし、豊かな心を育むために、人権教育の視点に立ち、教職員が一体となって指導する。
- (3) 公教育に従事する教育者としての使命と責任を自覚し、責任を果たす学校づくりに努める。

3 教育目標

心身ともに健康で、自ら学ぶ意欲を持ち、心豊かで実践力のあるたくましい生徒の育成

めざす生徒像	めざす学校像	めざす教師像
① 正しく判断でき思いやりのある生徒	① 一人一人が大切にされる学校	① 生徒に寄り添い共感する教師
② 礼儀正しくけじめのある生徒	② 規律正しく互いに共感できる学校	② 自己研鑽に励み服務に厳正な教師
③ 粘り強く心身を鍛える生徒	③ 学習や運動で活気に満ちた学校	③ 心身ともに健康で人間性豊かな教師
④ 目標を持ち進んで学習する生徒	④ 整然として落ち着きのある学校	④ 生徒の学力向上に努める教師
⑤ 自校や郷土に誇りを持つ生徒	⑤ 地域に信頼される開かれた学校	⑤ 豊かな見識と実践力で信頼される教師

校	自主…自らよく考え、正しく判断し、進んで実践する。
訓	好学…志を立て、目標に向かって勉学に努める。 協力…相互に尊重しあい、力を合わせて明るい学校をつくる。

4 重点目標

- (1) 授業をはじめとし、様々な体験活動を通して感動を味わわせ、豊かな心、郷土を愛する心を育む。
- (2) 「一事徹底事項」の取組を通して、あいさつ、返事、時間厳守、けじめある態度等の基本的生活習慣を確立させ、あるべき姿を目指して行動できるようにする。(安心な学校)
- (3) 平素の生活から健康に留意させ、意識的に体づくりに取り組ませる。また、危険予知・回避能力を高める。(安全な学校)
- (4) 授業を充実し、家庭で自主的に学習を深めさせることにより、生徒に学年相応の基礎学力、思考力・判断力・表現力を身に付けさせる。(学年相応の学力を身に付ける学校)
- (5) 平成31年4月、新宮之城中学校の円滑なスタートに向け、学習面では、新学習指導要領の趣旨を生かした計画を作成し、生活面では、計画的に環境整備をする。

5 本年度の努力点

(1) 道徳教育（心の教育）の充実

- ア 道徳の時間を大切にし、生徒に自分のこととして考えさせる指導をする。「特別の教科 道徳」の指導計画を作成する。
- イ 全教育活動を通じた道徳教育（心の教育）を推進する。

(2) 人権教育の充実

- ア 同和問題をはじめとする人権教育を基盤とした授業実践、教育活動の充実に努め、自他の尊重とやさしさ、思いやり、いたわりの心を育てる教育を推進する。
- イ 各種研究会等へ積極的に参加し、成果を還元する。
- ウ 人権教育研究推進事業の成果を活かし、取組内容を深化・充実する。

(3) 生徒指導の充実

- ア 教師と生徒との信頼関係を深め、家庭及び関係機関との連携を強化する。
- イ 生徒会に主体的な活動をさせ、生徒相互の自律的な態度を高め、活気溢れる学校づくりを進める。
- ウ 本校のいじめ防止基本方針を踏まえ、全校体制でいじめの防止及び発見・解消に努める。
- エ 不登校・不登校傾向生徒への積極的な対応（不登校対策委員会の機能化、SSW、SCとの連携等）をする。
- オ 問題が心配される生徒への意図的、計画的な指導の徹底と保護者との緊密な連携に努める。

(4) 学習指導の充実（「さつまタイム」、「さつまる運動」、「さつまの3構え」）

- ア 「北薩の授業づくり3ポイント」や「さつまの3構え」を取り入れ、「宮中5エッセンシャルズ」を確実に実施することで基礎・基本の定着を図るとともに、各教科の特性を生かした言語活動を充実させ、思考力・判断力・表現力を高める。
- イ 適切な課題による家庭学習の実施、確実な見届けを行い、学習習慣の確立と充実を図る（「さつまタイム」の推進、「さつまっ子家庭学習のポイント」の効果的活用の工夫）。
- ウ 鹿児島学習定着度調査等の諸検査、「学びの羅針盤」、かごしま学力向上支援Webシステムを積極的に活用する。
- エ ICTの積極的な活用を通して学習意欲の高揚及び学力の向上を図る。
- オ 読書活動を充実させ、言葉を学び、表現力を高め、感性を磨き、想像力・創造力を豊かにする（「さつま読書のすすめ」）。

(5) 特別活動の充実

- ア 学級活動の時間等の充実に努め、自主的・実践的な活動を推進する。
- イ 生徒会活動の充実・活性化に向けた活動内容や指導法の見直し・改革に努める。

(6) 総合的な学習の時間の充実

- ア 全体計画及び年間指導計画の見直しを図り、活動内容と指導法の改善・充実を推進する。
- イ 地域の人・もの・自然等の環境を学習素材として積極的に活用する（「さつま学」の推進）。

(7) 体育・保健・安全・給食指導の充実

- ア 教科体育の充実を図り、生徒個々に応じた体力・気力づくりを推進する。
- イ 校内外における事故防止対策と安全指導・教育を徹底し、防災意識の高揚及び危険予知・回避能力を育成する。
- ウ 校内安全点検の計画的な実施と確実な対応・改善を行うとともに、学校保健委員会の計画的な実施と充実に努める。
- エ 給食指導、家庭科・保健体育科等の授業等の連携を通して、食に関する指導を推進する。

(8) 進路指導の充実

- ア キャリア教育の視点に立ち、3年間を見通した系統的、計画的な指導の充実に努める。
- イ 小学校、高校との接続を意図したキャリア教育の全体計画及び年間指導計画を整備する。

(9) 特別支援教育の充実

- ア 特別支援学級在籍生徒及び特別に支援を要する生徒の生徒理解のための研修を深め、教育的ニーズを把握する。
- イ 「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」、「移行支援シート」を作成し、きめ細かな指導を行う。
- ウ 障害のある生徒等が、学校教育を受ける上で生じる障壁をできるだけなくすように努める（「合理的配慮の提供」）。
- エ 保護者の理解と協力の下、関係機関との連携を一層推進する。
- オ 校内教育支援委員会の定期的な開催とその充実に努める。

(10) 職員研修の充実

- ア 学校の研究テーマに沿った個人テーマを設定し、実践的研究を推進する。
- イ 研究授業・授業研究、相互授業参観等を通して指導法の工夫・改善に努める。
- ウ 校外研究会等への積極的な参加に努め、自己の研究と修養に生かす。
- エ 教育公務員としてのサービスの研修と実践に努める。